

## 2024 年度入学者向け入試 一般選抜（第 2 次募集）公法系【憲法・行政法】出題趣旨

### I

(1) 大学の自治は、学問研究の中心的な場である大学に対して、政治権力や社会的圧力から独立して学問研究を行なわせるために、その自治を制度として保障することを指す。日本国憲法は、「大学の自治」について明文の規定を持たないが、学問の自由を保障した憲法 23 条のコロラリーとして憲法上保障されていると解されており、制度的保障の 1 つに数えられる。大学の自治をめぐっては、その内容および担い手について解釈論の蓄積があるため、これを論じる必要がある。また、大学の自治の保障内容が論点のひとつとなった東大ポポロ事件についても触れる必要がある。

(2) 行政法総論上の基本事項である「行政行為（行政処分）の職権取消し」についての理解度を問う問題である。行政行為の職権取消しが当該行為の原始的瑕疵を根拠として当該行為の効力を原則として遡及的に消滅させるものであることを基本として、職権取消しのための特別の法律の根拠の要否、授益的行政行為の職権取消しの許否、上級行政機関による職権取消しの許否等について論じることが求められる。

### II

条例による、親族の職業等を理由とする不平等な取扱い（14 条）または居住の権利の侵害（22 条）について問う問題である。暴力団も一種の職業であるとするれば、設例の条例は親族の職業等を理由として異なる取扱いを定めている。これが憲法 14 条に抵触するか否かは当該別異取扱いが合理的なものか否かが判断される（待命処分判決（最大判 1964 年 5 月 27 日民集 18 卷 4 号 676 頁）が、実際の審査密度は区別のメルクマールや異なる取り扱いがなされた場面などによって変化する。設例は公営住宅への居住を問題としており、地方公共団体に一定の裁量が認められる場面であることを踏まえて、適切な審査密度を設定する必要がある。また、居住の権利（22 条）について論じた先例としては成田新法事件（最大判 1992 年 7 月 1 日民集 46 卷 5 号 437 頁）などがあるが、本件では、公営住宅への入居という限定された場面であることを踏まえた議論が必要となる。

設例に類似の事件としては、最判 2015 年 3 月 27 日民集 69 卷 2 号 419 頁がある。また、追加的論点として、条例と法律の関係を論じても良い。

### III

行政法総論上の基本事項である「行政行為（行政処分）の当然無効の基準」、とりわけ「課税処分の当然無効の基準」についての理解度を問う問題である。最判 1973 年（昭和 48 年）4 月 26 日民集 27 卷 3 号 629 頁を参考にして作問した。行政行為（行政処分）の当然無効の基準については、いわゆる重大明白説が判例・通説である一方で、課税処分については、一般に当該処分の存在を信頼する第三者が存在しないこと、本件課税処分について B は A に名義を冒用されたのみで完全な被害者の立場にあることを踏まえて、本件課税処分の当然無効の基準としていかなる基準が妥当すると主張すべきか、また、本件課税処分が当該基準を満たすことをどのように主張すべきかを検討することが求められる。